

「マイナンバーカード」を 「保険証」としてご利用ください



今年12月2日から現行の保険証は
新規発行されなくなります



マイナンバーカードを使うメリット



保険証としてずっと使える

転居時の交換や定期的な更新が不要になります。



より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。



限度額適用認定証の事前申請が不要

限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払が免除されます。



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの人は、**以下2つの準備をお願いします。**

step1

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能

- ① 市庁舎窓口
- ② オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ③ 郵便による申請
- ④ 市内郵便局で(簡易郵便局を除く)

step2

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法も選択可能

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う
- ④ 市庁舎窓口

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます

詳しくは Q

マイナンバーカード 保険証利用



今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない人には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

令和6年度から

「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました!

従前から運用されていた「熱中症警戒アラート」に加え、令和6年度から過去に例のない広域的な危険な暑さで、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表される、

一段上の「熱中症特別警戒アラート」の運用が始まりました。

熱中症特別警戒アラートとは?

県内の暑さ指数予測地点の全てで、翌日の最高暑さ指数が35に達する場合に環境省から発表されます。(前日14時発表)

※暑さ指数(WBGT)は、熱中症予防のための指数で、気温、湿度、日射量などに基づいて算出されます。

暑さ指数は、環境省「熱中症予防情報サイト」で確認できます↓



熱中症特別警戒アラートが発表された場合は?

市のホームページ・SNSなどで速やかに情報発信します。市民の皆様は、

- ・不要不急の外出は避け、室内のエアコンなどを使用し、涼しい環境で過ごす
- ・高齢者、子どもなどの熱中症にかかりやすい方に対して、周囲の方々から声かけを実施する
- ・こまめに水分補給、塩分補給を行う

など、いつも以上に熱中症対策の実施と体調の変化に気を配りましょう。

暑さをしのぐ場所として

「クーリングシェルター」を設置しました!

熱中症特別警戒アラートが発表された日にやむを得ず外出する際や、外出時に危険な暑さに見舞われた場合に活用してください。

(自宅にエアコンがある場合など、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。)

公共施設

市庁舎、中央公民館、中央隣保館

民間施設

イオンモール直方(湯野原2丁目1番1号)

※利用時間や注意点など詳しくは市ホームページをご確認ください。

市ホームページはこちら↓

さらなる熱中症予防のため、
クーリングシェルターとして開設にご協力
いただける民間施設を募集しています!

※詳しくは市ホームページをご確認ください。



問い合わせ

環境政策課環境政策係

TEL:25-2123